

平成25年度 中部地方整備局における
ASP方式による情報共有システムの提供サービスの推奨について(公募)

次のとおり、中部地方整備局におけるASP方式による情報共有システムの提供サービスの推奨に伴う参加表明書の提出を招請します。

平成25年2月13日

国土交通省 中部地方整備局長 梅山 和成

1. 概要

(1) 件名 平成25年度 中部地方整備局におけるASP方式による情報共有システムの提供サービスの推奨について(公募)

(2) 概要 国土交通省では、土木工事における受発注者間のコミュニケーションを円滑にし、生産性の向上を図ることを目的に、ASP方式^注)による情報共有システム(以下、「ASP」という。)の試行に取り組んでいるところであり、中部地方整備局においても、ASPを活用した試行工事を拡大し、受発注者間の業務の効率化に積極的に取り組んでいるところである。

この度、中部地方整備局では工事施工中の各段階におけるコミュニケーションを更に円滑化することにより、生産性の向上に繋げることを目的とし、ASPのサービスの提供(以下、「提供サービス」という。)者を推奨することとした。

本件は、平成25年度の中部地方整備局におけるASPの提供サービスを推奨するために、参加表明書の提出を求めるものである。

注) ASP (「アプリケーション・サービス・プロバイダー」の略): インターネット上で利用できるアプリケーションソフトのレンタル等の有償サービス提供者

2. 参加者の資格等

(1) 中部地方整備局におけるASP方式による情報共有システムの提供サービス公募要項(以下、「公募要項」という。)に定めるサービスを、覚書締結時から平成26年3月31日までの間に施工中の工事に対して、各工事の工期末日まで提供できること。ただし、各工事における主任監督員、受注者の都合及び現場条件等により、予定工事全てに適用するものではない。なお、次年度以降は別途推奨を行う予定である。

(2) 中部地方整備局とサービスの提供者間でお互いの業務遂行を円滑に行うための「情報共有システムの利用に関する覚書」(別紙1)を交わすこと。

(3) サービスに実装すべき機能として、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成23年3月版(Rev.3.0)」に記載されている機能を満たすことができること。

- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条を準用し、同条の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募参加表明書の受領期限の日から結果通知の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 選定者の決定方法に関する事項等
「公募要項」を参照。

4. 公募要項及び申請書類の交付等

(1) 交付場所(公募担当部署)

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課 基準第二係
電話 052-953-8131 FAX 052-953-8294
E-mail gikanmado@cbr.mlit.go.jp

(2) 交付方法

上記(1)担当部署において直接交付、電送、電子メール及び郵送にて行う。なお、電送、電子メール及び郵送(着払い)にて公募要項の送付を希望する場合は、送付依頼書(書式自由。ただし、会社名、担当者名、電話番号及び希望する送付方法を記載し、FAX番号、電子メールアドレス、送付先住所のいずれかを併せて記載する。)を電送(着信を確認すること)にて上記(1)まで送付する。

(3) 交付期間

平成25年2月13日(水)から平成25年3月4日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

(4) 提出期間・提出方法

平成25年2月13日(水)9時15分から平成25年3月4日(月)18時00分まで。なお、提出方法は4(1)公募担当部署へ持参または、郵送及び託送(共に配達記録の残るもの)に限る。

(5) 公募の審査結果について

公募の審査結果は、公募の参加者に平成25年3月19日(火)頃通知する。

情報共有システムの利用に関する覚書

国土交通省中部地方整備局(以下、「調達者」という。)と●●株式会社(以下、「提供者」という。)は、中部地方整備局管内における情報共有システムの適用工事の実施にあたり、調達者と提供者間でお互いの業務遂行を円滑に行うために、以下の項目について基本合意し、ここに覚書を交わすものである。

1. システム提供

提供者は、情報共有システムの試行工事の実施にあたり、調達者発注の工事受注業者との契約によりASP方式による情報共有システムを提供するものとする。

2. 有効期間

本覚書の有効期間については、覚書締結時から平成26年3月31日の間に施工中の工事に対して、各工事の工期末日までとする。

3. サービスの提供期間

登録されたデータの保管期間等に対するサービス提供期間については、覚書締結後に調達者と協議の上、決定するものとする。

4. セキュリティ

提供者は、以下の項目について事務処理を適正に行い、工事データの保護に努めるものとする。

- ① システム監視
- ② サーバ監視
- ③ ネットワーク監視
- ④ ウイルス対策

なお、具体的な監視内容及び体制等については、覚書締結後に調達者に報告するものとする。

5. 管理瑕疵

工事データの管理については、提供者に重大な管理の瑕疵があると調達者が判断した場合、または復旧及び処理対応が不適切と判断した場合には、瑕疵事案として損害の賠償請求等の内容について検討するものとする。

6. サポート体制

操作説明会の開催(内容、時期等)については、調達者と協議して実施するものとする。

7. 契約内容の変更

提供者と契約相手方である工事受注業者との契約内容に変更が生じた場合は、速やかに調達者に変更内容を通知するものとする。

8. その他

本覚書に定めのない事項については、お互いに協議の上、決定するものとする。

上記について、調達者と提供者の間に情報共有システムの適用工事に関する基本合意が成立した証として、本書を2通作成し、調達者と提供者それぞれで署名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年3月●●日

調達者 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
国土交通省 中部地方整備局
局 長 梅山 和成

提供者 ●●県●●市●丁目●番地
●●●●●●株式会社
●●●● ●●●● 印

平成25年度 中部地方整備局における
ASP方式による情報共有システムの提供サービスの
推奨について(公募)
公募要項

平成25年2月13日

国土交通省 中部地方整備局

1. はじめに

国土交通省では、土木工事における受発注者間のコミュニケーションを円滑にし、生産性の向上を図ることを目的に、ASP方式^{注)}による情報共有システム(以下、「ASP」という。)の試行に取り組んでいるところであり、中部地方整備局においても、ASPを活用した試行工事を拡大し、受発注者間の業務の効率化に積極的に取り組んでいるところである。

この度、中部地方整備局では工事施工中の各段階におけるコミュニケーションを更に円滑化することにより、生産性の向上に繋げることを目的とし、ASPのサービスの提供(以下、「提供サービス」という。)者を推奨することとした。

本件は、平成25年度の中中部地方整備局におけるASPの提供サービスを推奨するために、参加表明書の提出を求めるものである。

注)ASP(「アプリケーション・サービス・プロバイダー」の略):インターネット上で利用できるアプリケーションソフトのレンタル等の有償サービス提供者

2. 提供サービス推奨の流れ

下記の①～⑤の手順により、ASPのサービス提供者を1社選定する。

- ① 情報共有システムの選定に参加を希望する事業者(以下、「ASP事業者」)から参加表明書等の募集

↓

- ② ASP事業者からの参加表明書等の提出

↓

- ③ 参加表明書等の審査 ※

↓

- ④ 総合評価(採点)

↓

- ⑤ サービス提供者の推奨(1社)

※

公募参加表明書(様式1)、技術仕様書(様式2-1)、機能要件実装状況(様式2-2)により、本推奨に必要な機能要件の有無を審査

3. サービスの提供内容

求めるサービスの提供内容は次のとおりとする。

(1) ASPの実装機能

国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成23年3月版(Rev.3.0)」(以下、「機能要件」という。)に記載されている機能を全て実装しているシステムとする。

(2) サポート体制

ASPの利用期間において、システムの利用方法等に関する利用者からの問い合わせに適切に対応するものとする。

また、システムの利用開始に際し、利用者向けの説明会の開催及び関連資料の配付など、必要な支援を行うものとする。

ASP利用状況報告についても毎月行うこと。

(3) 対象実施件数

ASPを活用した工事の施工管理を実施する対象事務所及び活用工事件数規模は次

表のとおりとする。

対象事務所		中部地方整備局管内の全事務所 (港湾空港部、営繕部の関係事務所を除く)
概算工事件数	年間	約1,000件

なお、サービスの提供規模は変更する場合がある。

(4) 利用契約及び費用負担

サービスの利用契約は、ASP活用対象工事となる工事受注業者とサービス提供者間において行うものとする。

なお、中部地方整備局とサービス提供者間において、お互いの業務遂行を円滑に行うための「情報共有システムの利用に関する覚書」(別紙1)を交わすものとする。

4. 実施期間に関する事項

本試行における提供サービスが推奨される実施期間(以下、「推奨期間」という。)は、以下のとおり予定している。ただし、中部地方整備局長は、推奨期間中において国土交通省が定める「工事施工中における情報共有システム活用ガイドライン」等に基づくサービスの提供が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為等が認められた場合には、サービス提供者の推奨を取り消す場合がある。

推奨期間：覚書締結時(平成25年4月1日頃)～平成26年3月31日の間に施工中の工事に対して、各工事の工期末日まで

また、推奨期間中は配置予定担当者を置くものとし、本試行を円滑に実施するために、サポート体制等全般の管理、運営等を行うものとする。

平成25年3月19日に予定している結果通知日より4月上旬までの準備期間については、中部地方整備局からの指導を受け、円滑な本試行の運用を図るための準備に努めること。なお、ASP サービス提供者は、準備期間中に事前説明会の説明者の選任及び運用支援のためのヘルプデスクの設置に関して、中部地方整備局の承諾を得なければならない。

5. 公募参加資格等

(1)「中部地方整備局におけるASP方式による情報共有システムの提供サービス公募要綱(以下、「公募要綱」という。)に定めるサービスを、推奨期間中提供できること。ただし、各工事における主任監督員、受注者の都合及び現場条件等により、予定工事全てに適用するものではない。なお、次年度以降は別途推奨を行う予定である。

(2) 3. (1)に記載する機能を実装していること。

(3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条を準用し、同条の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 公募参加表明書の受領期限の日から結果通知の時までの期間に、中部地方整備局長

から指名停止を受けていないこと。

- (6)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 参加表明書等の申請書類に関する留意事項について

申請書類(以下の様式)の内容については下記のとおりとし、必要事項を記載の上、期日までに提出すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

申請書類	指定様式	留意事項
公募参加表明書	様式1	・代表者の押印をすること。
技術仕様書	様式2-1	・ASP使用にあたっての必須、推奨環境を記載すること(OS、Web ブラウザ、インターネット接続回線等)。
機能要件実装状況	様式2-2	・提供機能等の記載内容について確認を行う場合がある。 ・記載すべき事項があれば、備考欄に簡潔に記入すること。
国土交通省における提供実績	自由	・平成21年4月1日～平成24年12月31日における国土交通省発注工事での提供実績が確認できる書類(契約一覧表など)を添付すること。発注事務所名、工事名、工事(提供)期間(予定含む)が判るものとし、中部地方整備局と国土交通省(中部地方整備局を除く)とで分けること。ただし、港湾空港部、営繕部の関係事務所を除く。 ・実績が無い場合は、「実績無し」と記載すること。
見積書 その他	自由	・利用に対する費用について以下の内容が判るものを記載すること。 ○1工事/1ヶ月あたりの月額使用料金 (1)ユーザID数:5、ディスク容量:1GB (2)ユーザID数:10、ディスク容量:5GB (3)ユーザID数:15、ディスク容量:10GB ○初期の案件登録、ユーザ登録、変更登録等を含めた初期設定費用 ・その他費用が発生する項目がある場合には、項目と見積条件を記載し、単価を記入すること。なお、見積書は『中部地方整備局長』宛に代表者印を押印したものとし、見積書の有効期限は平成26年3月31日までとする

7. 個人情報の取り扱い

推奨されたサービス提供者は個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第 58 号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、または毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

8. 公募要項及び申請書類の交付等

(1) 交付場所(公募担当部署)

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課 基準第二係
電話 052-953-8131 FAX 052-953-8294
E-mail gikanmado@cbr.mlit.go.jp

(2) 交付方法

上記(1)担当部署において直接交付、電送、電子メール及び郵送にて行う。なお、電送、電子メール及び郵送(着払い)にて公募要項の送付を希望する場合は、送付依頼書(書式自由。ただし、会社名、担当者名、電話番号及び希望する送付方法を記載し、FAX番号、電子メールアドレス、送付先住所のいずれかを併せて記載する。)を電送(着信を確認すること)にて上記(1)まで送付する。

(3) 交付期間

平成25年2月13日(水)から平成25年3月4日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

9. 申請書類の提出等

(1) 提出先 8. (1)に同じ。

(2) 提出方法

8. (1)の担当部署へ持参または、郵送及び託送(共に配達記録の残るものに限る。)すること。

(3) 提出期間

平成25年2月13日(水)9時15分から平成25年3月4日(月)18時00分まで(郵送及び託送の場合は、提出期間内に提出先へ必着のこと)

10. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、下記 1)に、2)の期間内に文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、電送とする。(電送の場合には着信を確認すること。)

1)受付場所：8.(1)に同じ。

2)受付期間：平成25年2月13日(水)9時15分から平成25年2月19日(火)18時00分まで

(2)質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

(3)質問に対する回答は平成25年2月22日(金)18時00分までに電送で行う。併せて、提出された質問及びその回答を以下中部地方整備局企画部ホームページにて公開する。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/index.htm>

11. ASPサービス提供業者の決定方法に関する事項

提供サービスの推奨方法は、下記により行うものとする。

(1)評価項目

評価項目は、下記の2項目とする。

① 提供実績

② 費用

(2)評価項目の評価方法

申請書類の内容に応じ、上記(2)の評価項目毎に評価を行い、評価点を与える。なお、評価点の満点は80点とし、評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点＝(①に係わる評価点)＋(②に係わる評価点)

(3)評価の基準等

申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価の配点に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
①提供実績	平成21年4月1日～平成24年12月31日における以下の提供実績について評価する(港湾空港部、営繕部の関係事務所を除く)。 (1)中部地方整備局の発注工事に対する提供実績(工事件数) (2)中部地方整備局の発注工事に対する提供実績(期間) ※ (3)国土交通省(中部地方整備局を除く)の発注工事に対する提供実績(工事件数) (4)国土交通省(中部地方整備局を除く)の発注工事に対する提供実績(期間) ※ ※対象期間の中で、提供実績の無い期間を除いた期間	40

②費用	以下の条件における1工事／1ヶ月あたりの月額使用料について評価する。 (1)ユーザ ID 数:5、ディスク容量 :1GB (2)ユーザ ID 数:10、ディスク容量:5GB (3)ユーザ ID 数:15、ディスク容量:10GB また、以下についても評価する。 (4)初期の案件登録、ユーザ登録、変更登録等を含めた初期設定費用	40
-----	--	----

12. 公募の審査結果等について

(1) 公募の審査結果は、応募者全員に平成25年3月19日(火)頃、電送にて通知する。

なお、本サービスの公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、公募参加者から提出された申請書類の評価結果、選定者の決定理由について、公表するものとする。

(2) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、中部地方整備局長に対して非選定理由について、書面をもって説明を求めることができる。

書面の受付は、8. (1)にて行う。なお、回答は受付を行った日の翌日から起算して10日以内に書面をもって行う。

13. 提供サービスの推奨について

中部地方整備局長がサービスの提供者を1社選定し推奨する。なお、選定者は推奨通知後から準備期間中に自らがサービスの提供者として不適切と判断した場合は、中部地方整備局長に推奨の辞退を申し出ることができる。

また、選定者がサービスの提供者としてその透明性、公平性または運営の確実性に疑義が生じた場合、また応募時に提出した参加表明書の記載内容に虚偽があり、サービスの提供者として適切でないと中部地方整備局長が判断した場合は、推奨を取り消す場合がある。

14. その他

(1) 公募参加者は、公募手続中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加申請書等の作成、提出に関する費用は公募参加者の負担とする。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、公募参加を無効とする。

(5) 提出された申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。

(6) 申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない(軽微なもの(誤植、資格登録証等の写しの添付忘れなど)で公募担当部署の了承を得たのみ該当部分の再提出を認める)。また、配置予定担当者は原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、中部地方整備局長の承諾を得なければならない。

(7) 公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 実運用においては、ASP活用対象工事の工事受注者と今回選定されたASPサービス提供業者間にて契約を行うものとする。なお、中部地方整備局発注の全土木工事における契約を約束するものではない。